

〈論文〉

保育の環境と領域「環境」の関係に関する一考察

松島 のり子

はじめに

保育実践は、「環境を通して行う」ことに一つの特徴がある。保育において、「環境」は重要な意味をもつ。幼稚園・保育所・認定こども園といった保育施設において教育・保育課程の編成に際して参照される「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」には、いずれにも、教育・保育は「環境を通して」行うことが「基本」や「原理」として明記されている¹。平山許江によれば、「保育から環境を切り離すことはできず、「教育や保育とは、環境からの働きかけを前提とした営みである」という²。

保育は「環境を通して行う」ということは、学校教育法における幼稚園の目的規定とも関係しながら、1989（平成元）年改訂の「幼稚園教育要領」³に明記され、ひととき強調されるようになった⁴。他方、保育には「領域」という概念があり⁵、1989年の「幼稚園教育要領」改訂以来、現行の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」も5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の考え方を採っている⁶。

同じ「環境」ということばで表されるものの、保育は「環境を通して行う」というときの「環境」と、領域の一つとしての「環境」は、意味が異なる面もある⁷。1989年の改訂で「環境を通して行う」ことが幼稚園教育の基本として強調されたことにはどのような意図があったのか。また、同時に領域「環境」が登場したことは何か関係があるのだろうか⁸。

1989年の「幼稚園教育要領」改訂をめぐるのは、従前の幼稚園実践の実態に着目しながら改訂の意義を検討した研究⁹、保育内容（の変化）に着目して改訂やそれにもなう現場への影響を検討した研究¹⁰、カリキュラムや教育課程の基準としての観点から特徴を分析した研究¹¹、「環境による教育」に着目して「幼稚園教育要領」の変遷のなかでその意義を位置づけた研究¹²などがある。しかし、「環境を通して行う」というときの「環境」と領域「環境」の関係は必ずしも明示されていない。

池田幸代は、先行研究や文献の検討から、保育における二つの「環境」をめぐる混乱状況に言及するとともに、二つは「別物ではないが同義でもなく、「明確に区別できない曖昧さ」を有するという¹³。加えて、「環境を通して行われる教育」（教育方法）と領域「環境」（経験内容）を「同次元に比較することは不可能である」としながら、「曖昧さを含む不可分なもの」とはいえ「その捉え方自体が曖昧であってはならない」と指摘する¹⁴。これらの指摘に肯ける点はあるものの、「曖昧さ」を有するという説明では「環境」をめぐる混乱は打開されず、「環境」の捉え方をかえて難しくするのではないだろうか。保育における「環境」の関係については、まだ追究の余地があると考えられる。

また、領域「環境」に着目した研究も進められつつある¹⁵。そのなかで、領域「環境」は、1956年2月の「幼稚園教育要領」から1964年3月改訂の「幼稚園教育要領」まで用いられた6領域（健康、社会、自然、言語、絵画製作、音楽リズム）の「社会」と「自然」を統合したものと捉え、「環境教育」

との関連で検討されたり¹⁶、小学校における「生活科」の新設と関連づけて考えられたり¹⁷してきた。しかし、1989年の「幼稚園教育要領」改訂当時より、「領域」の考え方の違いから従前の6領域と5領域を対応づけることはできないと説明されており¹⁸、先行研究の成果には疑問が残る。平山許江は、「保育内容領域「環境」と小学校低学年の教科の「生活科」は同一線上にはない」と論じており¹⁹、「生活科」の新設と同様に考えることも十分でないと考えられる。領域「表現」に着目して音楽活動の位置づけを検討した石川眞佐江によれば、領域「表現」の成立は、「幼児を見る大人の視点の変化を促すもの」であったという²⁰。領域「環境」についてもそうした視点の転換が企図されていたのではないかと考えられる。

以上のような動向に基づき、本稿では、学校教育法における幼稚園の目的規定と、1989年の「幼稚園教育要領」改訂および領域「環境」をめぐる議論の検討をとおして、保育に関する「環境」の概念を整理し、保育の「環境」と領域「環境」の関係について考察を試みることにしたい。

1 学校教育法における幼稚園の目的規定と「環境」

戦後、幼稚園を規定した学校教育法は、1947（昭和22）年制定時において、幼稚園の教育目的を「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」²¹と定めた。2007年の改正を経た現行の学校教育法²²でも、「幼児を保育」することや「適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」は、幼稚園の目的規定として貫かれている。

表1には、学校教育法制定過程とその後における幼稚園の目的規定の変遷を示した。「環境を与えて」という文言は当初から明記されていたわけではなく、法案検討の終盤となる1947年2月18日案で登場した。そして、環境を与えることよりも、（環境を与えて）幼児の心身の発達を促すことを目的として明確にし²³、制定に至ったことがわかる²⁴。

学校教育法制定当時、文部省学校教育局青少年教育課長の職にあり、学校教育法の起草にも関わった坂元彦太郎は、第77条に定めた「幼稚園の目的は、「幼児の保育」であり、いいかえれば、「適当な環境を与えて心身の発達を助長する」ことである」²⁵という。「適当な環境」については、土地柄や園舎、道具などの「物的な環境」と、保育者や子どもなど「社会的な人間的な環境」も含むと考えられていた²⁶。幼児を「保育」することは「環境」をとおして幼児の発達を助けることと同義であり、「保育」との関わりにおいて、「適当な環境を与えて」という文言は意味を持ち得たのではないかと考えられる。

表1 学校教育法の幼稚園目的規定の変遷

1926年4月 幼稚園令	幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
1946年 8月22日案	幼稚園は満四才以上小学校に就学する迄の幼児に対してその保育を行ふものとする。
10月27日案	〔「幼稚園の目的」という項目のみ〕
12月24日案	幼稚園は幼児を保育し、其の身心を健全に発達させ善良な性情を涵養し家庭教育を補ふことを目的とする。
12月28日案 英訳案	Kindergarten should aim at furnishing nursery care to the infants in order to make them develop their body and mind sound and healthy, and establish good nursing for the supplement of home instruction. 〔12月28日案は12月24日案の文末を「目的とすること」と変えた以外は同じ〕
1947年 1月14日案	幼稚園は、幼児を保育し、その心身を健全に発達させ、家庭教育を補い併せて普通教育の素地に培うことを目的とする。(1月15日案、1月17日案も同文)
1月案 英訳案	A kindergarten shall bring up young children and develop their mind and body to supplement a home education and build up a foundation for a general education.
2月18日案	幼稚園は、教育基本法の趣旨に則り、幼児を保育し、 <u>その心身の発達を助長するに適切な環境を与える</u> ことを目的とする。
2月18日案 英訳案	The aim of kindergarten is based upon the gist of the fundamental education law to bring up children and <u>give proper circumstances to develop mind and body of them.</u>
2月27日案	幼稚園は、幼児を保育し、 <u>適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する</u> ことを目的とする。 〔3月7日案（閣議請議）も同文〕
3月31日公布 学校教育法	幼稚園は、幼児を保育し、 <u>適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する</u> ことを目的とする。
SCHOOL EDUCATION LAW 1947.3.31	The kindergarten shall aim at bringing up young children and <u>developing their minds and bodies, providing suitable environment for them.</u>
2007年改正 学校教育法	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、 <u>幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する</u> ことを目的とする。

〈備考〉名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室技術教育学研究室編刊『学校教育法成立史関係資料』1983年、加藤繁美「戦後学校体系における幼稚園の位置—学校教育法幼稚園目的規定の成立を中心に—」218頁（『山梨大学教育学部研究報告』第39号、1989年2月）、「学校教育法案要綱」1947年3月7日（公文類聚・第71編・昭和22年1月～5月・第35巻、国立公文書館デジタルアーカイブ）、現行の学校教育法（1947年3月31日法律第26号）（最終改正：2016年5月20日法律第47号）第22条により作成。

注 表中の〔 〕内および下線は作成者による。

加藤繁美は、戦後の学校教育法制定当初における幼稚園の目的規定と戦前の幼稚園令²⁷とを比較し、特徴的な変化として、「家庭教育ヲ補フ」という文言が削除されたことと、「健全ニ発達セシメ」「善良ナル性情ヲ涵養シ」という文言が「適当な環境を与え」「発達を助長し」という表現へ改められたことの二つを挙げている。そして、戦後の幼児教育改革でも主要な役割を果たした倉橋惣三の文章を引きながら、「戦後幼稚園が「環境による教育」を基本理念として出発し、「発達するものは幼児自身」という価値観を基本に、その在り方を規定した²⁸と指摘している。加藤が引用したように、倉橋惣三は、「発達するものは幼児自身で発達するもの」と考えており、「幼稚園はその発達を助長するのである。助長と特にいつているところが強い」、「発達」と「助長」は「幼稚園教育の教育的本質を挙げている」と説明していた²⁹。また、「幼稚園教育のむつかしさ」は「あらわに子供に働きかけていないでしかも働きかけている」「受身的アクティヴ」の「こつ」にあるという³⁰。さらに倉橋は、「適当な環境を与えて」という規定に関して、「環境による教育」という項で次のように説明している。

私は先に「保育上の工夫がなければならぬ」と云つたがその工夫を少くとも此処では環境と云う事においてるのである。環境を以て助長し得るのであり、それが幼児教育の使命なら、その幼稚園が、真に幼児を助長し得る環境であるかどうか問題となる訳である。／環境には色々あり、「子供」は子供たちの最もよき環境である。「先生」も亦よき環境である。しかし一方自ら助長に役立つ「設備」「施設」を持たずして平気であるわけには行かぬ。〔中略〕心身発達に適當なる施設・設備がなくてはならぬ。〔中略〕社会的存在使命を持つ幼稚園はもう一つ進んだ環境の場である事が必要である³¹。

倉橋は、幼稚園における「環境」のあり方に重きを置いていた。その「環境」には、子どもや保育者などの人、施設や設備などの物が想定されており、家庭とは異なる幼稚園ゆえの、幼児の「発達」を「助長」する「環境」と、その「環境」を創出するための保育の「工夫」を期していたことがわかる。

2 「適当な環境を与えて」行う保育の理由

しかし、当時において、物の整備は容易でなく、その課題は人間が最大限補うことになると考えられた。その際、倉橋が、「人間的環境は「環境」の域を越えて行かぬでもない³²と、物的環境の不完全さを補おうとして、保育者が積極的になり過ぎ、「助長」でなくなることもあり得ると懸念していたことは注目される。倉橋は、戦前に著した『幼稚園保育法真諦』において、保育は「最も対象本位³³」に計画しなければならず、「子供が真にそのさながらで生きて動いてゐるところの生活をそのままにして置いてそれへ幼稚園を順応させ³⁴」ることが大切であると述べている。また同書の「幼児生活と自己充実」には次のように記されており、「環境」による「保育」に通じる、倉橋の幼稚園保育に対する考えを看取することができる。

〔幼児の自己充実を發揮させるには——引用者注〕幼稚園の方として適当な設備を必要々件として来ます。此の意味に於て、幼稚園とは、幼児の生活が十分に自己充実の出来るやうな設備と自由さとを具へて居るところであると、斯う言つてもいゝ位のものであります。〔中略〕兎に角設備なしに自己充実を十分にさせることは出来ない。設備に依つて生活を發揮させる。此の意味から幼稚園といふところ

は、先生が自ら直接に子どもに接する前に、設備といふことに大に重きを置く場所です。設備は〔中略〕幼稚園といふ中に入入れられた場合には、その設備の背後には先生が隠れて居る。その設備の中に先生の教育目的は大いに這入って居るのであります。〔中略〕この点に於ける大きな心遣ひは、幼児の生活が自己充実を十分発揮し得るやうに、周到至れり尽せりの設備をして置きながら、しかも其の設備を使はせて行く幼稚園全体の態度が、どこまでも子供にとつて自由感をゆるすものでなければならぬのであります³⁵。

幼稚園には、幼児の生活が幼児自ら充実させられるように、「設備」と「自由」とを具備することが求められた。保育者が直接子どもに接することにまして、「設備」に「教育目的」を込めることと、その「設備」と子どもとの関係は「自由」であることがとりわけ重視されていた。こうした倉橋の考えや『幼稚園保育法真諦』は、1989年の「幼稚園教育要領」改訂に至る過程の調査研究協力者会議にも携わった津守真³⁶や高杉自子、森上史朗³⁷が当時から着目していた。柴崎正行も、この記述における「設備」を「環境」に置き換えると、戦後の「環境による教育」という考え方につながると言及している³⁸。

いかに幼児の生活を尊重しながら教育するかを説いた倉橋だからこそ、戦後の幼稚園における「保育」に関しても、幼児の「発達」を「助長」する「環境」と、「環境」としての保育者のあり方を問おうとしたのではないだろうか。保育者は過過ぎてはならず、あくまでも幼児の心身の発達を「助長」する。そのために、幼稚園における「環境」を幼児にとって「適当」なものとし、幼稚園の目的を果たせるように意を注ぐことが「保育」そのものとなる。幼稚園の目的である幼児の「心身の発達を助長する」ことは、保育のあり方を示す「適当な環境を与え」ることと、分かちがたく結びついているといえる。

3 1989（平成元）年の「幼稚園教育要領」改訂

1989年の「幼稚園教育要領」改訂は1964年以来25年を経たことであつた。表2は、改訂に至るまでの審議会等の動向を時系列でまとめたものである。この間の経過³⁹についても詳細な検討を要すると考えられるが、本稿ではさしあたり、1986年9月に発表された「幼稚園教育の在り方について」（最終報告）にふれておきたい。この報告は、1984年4月に文部省内に設けられた「幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議」が会議での検討結果をまとめたものであり、1989年の「幼稚園教育要領」改訂の方向性や骨格を明確に示し⁴⁰、「基本的な考え方を知るうえでの重要な文書であるのみならず、この時期の幼児教育についての一般的見解を示した基本文書といってよい」⁴¹と位置づけられている。

表2 1989（平成元）年「幼稚園教育要領」改訂までの経過

年月（日）	事項
1981.11.	中央教育審議会は文部大臣から「時代の変化に対応する初等中等教育の教育内容等の基本的な在り方について」諮問を受ける
1981.12.	中央教育審議会教育内容等小委員会設置 各学校段階の教育の内容・方法について審議（28回の会合を開く）
1983.11.15	中央教育審議会教育内容等小委員会「審議経過報告」
1984.04.11	文部省内に幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議設置（1984.05.14初会合） 同年秋に、全国の幼稚園（無作為抽出800園）を対象にアンケート調査実施
1984.08.21	臨時教育審議会発足（9月に第1回総会開催）内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受ける
1985.06.	臨時教育審議会 第一次答申
1985.09.10	教育課程審議会は文部大臣から「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問を受ける
1986.04.	臨時教育審議会 第二次答申
1986.07.15	幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議「幼稚園教育の在り方について」（中間まとめ）公表
1986.09.	幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議「幼稚園教育の在り方について」（最終報告）
1986.09.	幼稚園教育要領の改善に関する調査研究協力者会議設置 教育課程の実施状況の分析、整理、内容の具体的な改善事項などの調査研究 1987年12月の教課審「答申」以降、具体的な改訂を検討
1986.10.	教育課程審議会「審議の中間まとめ」
1987.04.01	臨時教育審議会 第三次答申
1987.08.	臨時教育審議会 第四次答申（最終答申）
1987.11.	教育課程審議会「審議のまとめ」
1987.12.	教育課程審議会「答申」
1988.08.	全国5地区で幼稚園教育課程講習会開催 ～その後、都道府県単位で開催
1989.02.	文部省「幼稚園教育要領案」を公表
1989.03.15	改訂「幼稚園教育要領」告示
1990.04.～	改訂「幼稚園教育要領」実施

〈備考〉中央教育審議会教育内容等小委員会「審議経過報告」1983年11月15日（国民教育研究所編『季刊 国民教育』第59号、労働旬報社、1984年1月、120-136頁所収）、初等中等教育局幼稚園教育課「幼稚園教育要領に関する調査研究について」（『文部時報』第1285号、1984年6月、82-84頁）、初等中等教育局幼稚園課「幼稚園教育要領の在り方について（中間まとめ）公表される」（『文部時報』第1313号、1986年8月、80-87頁）、文部省内教育課程研究会監修／高橋一之・野角計宏・野村睦子・柴崎正行編著『新幼稚園教育要領の解説』第一法規出版、1989年、1-6頁により作成。

(1) 「幼稚園教育の在り方について」の概要

「幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議」は幼稚園教育関係者、行政関係者、学識経験者19名で構成され⁴²、座長は河野重男（当時・お茶の水女子大学教授）が務めた。「会議」では、実態を把握するために全国の幼稚園を対象にアンケート調査を実施し、その結果分析も参考にしながら検討を進め、1986年7月に「幼稚園教育の在り方について」（中間まとめ）、9月に「幼稚園教育の在り方について」（最終報告）を発表した。

「幼稚園教育の在り方について」⁴³は、「Ⅰ 幼稚園教育をめぐる現状」「Ⅱ 幼稚園教育の実態上の問題点」「Ⅲ 現行の幼稚園教育要領の問題点」「Ⅳ 改善の視点」「Ⅴ 幼稚園教育要領の改善に関連する事項について」の5項目で構成されている。「Ⅰ 幼稚園教育をめぐる現状」では、幼児期は、人間の発達の観点からみて、「将来人間として生きていくための生活の基盤を確立していく時期」と確認され、幼児の心身の健やかな発達を促すためには、「ゆとりのある生活リズム、周囲の温かい人間関係、自然環境との豊かな触れ合い」といった環境と、そうした環境との自発的・主体的な関わりによる「直接的・具体的生活体験」が重視された。「Ⅱ 幼稚園教育の実態上の問題点」では、中教審教育内容等小委員会の「審議経過報告」にもふれ、幼児期の発達にそぐわない内容・方法が一部の幼稚園で取り入れられていることや、幼稚園教育について基本的な共通理解が必ずしも十分ではないことなどの課題が指摘された。これらの点に基づき、「Ⅲ 現行の幼稚園教育要領の問題点」の一つに、「幼稚園教育の基本的な概念があまり明らかにされておらず、教師の創意・工夫のもととなる共通理解が得られにくい」ことが挙げられた。そこで、「Ⅳ 改善の視点」には、まず、「幼稚園では、何を意図して、どのように教育が行われるのか」という「幼稚園教育の基本」に「共通理解が得られるよう具体的手がかりを示す必要がある」として、次の4項目が挙げられた。

- (1) 幼稚園教育は幼児の主体的な生活を中心に展開されるものであること
- (2) 幼稚園教育は環境による教育であること
- (3) 幼稚園教育は幼児一人ひとりの発達の特性及び個人差に応じるものであること
- (4) 幼稚園教育は遊びを通しての総合的な指導によって行われるものであること⁴⁴

二つ目の「環境による教育」については、「幼稚園教育の目標が有効に達成されるためには、幼児が、自発的・主体的にかかわれるような環境の構成が最も大切」であり、「教師の役割について、教師の十分な理解が求められる」と説明されている。そして、「教師の果たすべき役割の基本」として、幼児との信頼関係を築き、「幼児の心身の発達を適切に助長すること」、幼児の実態や地域の実情に応じた「創意・工夫を行うことが大切になる」とまとめられた。ここには、かつて倉橋惣三が、学校教育法における幼稚園の目的規定に関して、幼児の発達を助長するための環境と保育の工夫を求めていたことと通じる考えを窺うことができる。

「幼稚園教育の在り方について」では、「領域」の取り扱いにも言及している。従前の「幼稚園教育要領」では、「領域」が「幼児の発達を十分把握し、総合的な指導を行うための」視点として十分に理解されていないことを挙げ、「領域」という名称を変更することも含め、その示し方を再検討すべきである⁴⁵として

いる。その後の改訂の方針のなかで、幼稚園教育の内容に関しては、「①人とかかわりをもつ力を育成する」「②自然との触れ合いや身近な環境とかかわり合いを深める」「③基本的生活習慣・態度の形成などについて明らかにする」という三つが改善の視点となった。加えて、文字や数量の指導については、「生活体験としてそれらへの興味、関心、感覚を自然な形で身につけていけるようにする」ことを期していた⁴⁶。

(2)「環境を通して行う」という幼稚園教育の基本

前述のとおり、1989年改訂の「幼稚園教育要領」では、幼稚園教育の基本として「環境を通して行う」ことを強調し、保育の主体はあくまでも幼児であるという考えを重視した。「第1章 総則」の「1 幼稚園教育の基本」には、「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする」⁴⁷と明記された。続けて、重視すべき事項として、(1) 幼児の主体的な活動を促す幼児期にふさわしい生活の展開、(2) 遊びを通しての総合的な指導、(3) 幼児一人一人の特性に応じた指導の三つが挙げられた。これは、学校教育法に規定された幼稚園の目的を「更に具体化し」⁴⁸、「幼稚園においては、どういう意図を持ち、どのように教育が行われるものであるかを理解しやすくするため」⁴⁹であり、なおかつ、「幼稚園教育の基本」に「共通理解」を図るためでもあった。

「幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議」の座長であった河野重男は、「幼稚園教育の基本」に関して、「環境による教育」は、「幼児の主体的な生活」の展開、「遊びを通しての総合的な指導」、「幼児一人一人の発達の特性及び個人差に応じた教育」という視点が、「総合的、ないしは前提事項として内包されている」とらえるべきであると記している⁵⁰。文部省による『幼稚園教育指導書』には、「環境を通して行う」教育は、幼児期の発達の特性をふまえた幼稚園教育のあり方であり、「そのことは、とりまなおさず幼児の生活を大切にして教育を行うこと」⁵¹であると説明されている。また、文部省内教育課程研究会監修の解説書でも、「「幼稚園教育の基本」に基づかないものは、本来の幼稚園教育とはいえないと言っても過言ではありません」⁵²といわれるほど、改訂の主眼となっていた。

ここでいう「環境」は、「園具や遊具、素材などのいわゆる物的環境や、幼児や教師などの人的環境」を含むことに加え、「幼児が接する自然や社会の事象、また人や物が相互に関連し合っかもし出す雰囲気、時間、空間など幼児を取り巻くすべて」⁵³のことであった。それらの「環境」が存在するのみならず、「相互に関連し合っ幼児の周囲に一つの状況をつくり出し、それによって幼児の興味や関心が引き起こされ自分から活動を展開して、それぞれの発達の時期に必要な体験を得ていくようにすること」⁵⁴が大切であるという。すなわち、幼児が周囲のさまざまな存在と接点をもつことで「心を動かされるような状況づくりを総合的に考えること」⁵⁵が不可欠であった。「環境を、その子の周りがあると捉えるのではなく、その子どもも含めて環境がある」と捉え、働きかけることで動き、変化をともなう「ダイナミックな生きたもの」という環境観が期待されていた⁵⁶。

保育者（教師）の役割としては、「幼児が環境にかかわることにより生まれてきた活動に沿いながら、幼児の思いが実現するように幼児と共に環境を再構成していくなかで、このような方向にも興味や関心を向けて欲しいという教師の意図性を無理なく含めていくことが大切」⁵⁷であり、保育の「環境」は、いかに、そこにある存在と子どもとの関わりを生み出し、子どもたちの生活として位置づくかが問われた⁵⁸。

学校教育法では、「適当な環境を与えて」と記されているのに対し、「幼稚園教育要領」では、「環境

を通して」と表記されることとなった。先にみた「幼稚園教育の在り方」の「改善の視点」に「環境による教育」が明記されたことに関しては、「「適当な環境を与えて」を「環境による教育」といいかえ、現代の視点で確認していく意味」が込められていたようである⁵⁹。従前の保育実践でも「環境」は少なからず意識されてきたものの、保育者が意図する活動のための環境を設定したり、保育室の壁面や遊びのコーナーなど物的環境を中心に展開されてきたりした傾向があったという⁶⁰。学校教育法における「適当な環境を与えて」という文言に関しては、「与えて」ということばから「なにか一方的に与えることを考えてしまう」のではないかという懸念もあった⁶¹。今回の「幼稚園教育要領」改訂に際して、保育の環境は、保育者が子どもに一方的に与えるものではなく、予め用意するだけの固定的なものでもないと説かれ、保育者にはそのことへの理解と、発想の転換が求められた。すなわち、環境には人的環境も重要であり、「環境そのものを子どもと一緒につくっていく、子どもたちがつくっていく」ことや、「それぞれが動き出すことで環境も変化していく。その動きがあって保育という営みになる」という認識が必要とされた⁶²。こうした意図が、「環境を通して」という表記に込められていたと考えられる。

保育者は、子どもの発達に適した「環境」となるように、子どもをとりまくさまざまな存在と保育者としての意図との結びつきを意識し、「環境」を構成していく。そして、子どもが関わるなかで変化する「環境」を捉え、自らもまた「環境」のなかで変化するとともに、子どもの発達に適した「環境」を構成し続けていく。この点において、保育者は「環境を通して行う」幼稚園教育——「保育」の担い手であるといえる。

(3) 領域「環境」の考え方

領域「環境」は、1989年の「幼稚園教育要領」改訂時に、領域の再編成とあわせて新たに名づけられたものである。「領域」は、「今までの6領域が5領域になったのではなく、全くとらえ方が違い、幼児の心情・意欲・態度の育ち、発達を捉えるために、「活動を見るとき、子どもを見るとき、の視点」として考えられ、検討の過程では「どうしても教科と直結できない窓口を設定したいと考えた」という⁶³。『幼稚園教育指導書』では、「それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なる」こと、各領域に示された「ねらい」は、幼児が幼稚園生活の全体をとおして体験を積み重ねるなかでしだいに達成に向かうものであり、「内容」は、幼児が環境に関わるなかで展開する具体的な活動をとおして「総合的に指導」されるものとして、「領域」の理解を促そうとした⁶⁴。

「領域」という語を用いることに関しては、小学校の教科のように領域別に指導する「今までのイメージ」がつかまとうのではないかという懸念があり、「かなり話し合い」がなされたものの、「発達を捉える側面をより広い枠で考え、子どもの「発達を見る窓口」として「領域」にしたという⁶⁵。また、従前の「幼稚園教育要領」でも、本来は「幼児の生活全体を通して総合的な指導を行うための視点」としての性格を意図していたことから、それを受け継いだ側面もあった⁶⁶。

この「領域」について、大場牧夫は、それまでの「幼稚園教育要領」とは「全く逆」で、「幼稚園教育の基本から考えていって、それを発達の諸側面で整理したものが五つの領域という形で表現され」⁶⁷ており、それぞれが独立したものではなく「領域そのものが総合性と相互性を持っている」⁶⁸と説明している。新たに登場した領域「環境」については、「新幼稚園教育要領の一つの特徴をなすもの」とし、「環境による教育」の理念と関連づけて「重要な一つの分野として位置づけられてい」たという。「従来の領域

「社会」あるいは「自然」を合体した形で「環境」が出てきたのではない」ということも付け加えている⁶⁹。田中亨胤によれば、「環境」という名称に決まるまでには、「環境の探索」「自然」「環境とのかかわり」といった名称案も出されていたようである⁷⁰。

改訂にともない、当時「領域名の本当の名称は、例えば「心身の健康にかかわる」領域が正式であり「健康」という二文字は、表札とか看板のようなもの⁷¹、「領域名はねらいと内容のまとまりにつけられた表札である⁷²と説明された。これらに倣うと、「環境」の正式名称は「身近な環境とのかかわりに関する」領域となる。また、1986年9月に設置された「幼稚園教育要領の改善に関する調査研究協力者会議」で話題になったのは、「子どもにとって環境は自然とか社会とか分かれているものではなくて、混然一体となっており、子どもの興味ある事象がどのように子どもの生活の中に組み入れていくべきかということ⁷³であったという。

「領域」の考え方の転換とともに登場した「環境」の基本として強調されたのは、「子どもの身近にある環境にどのように興味や関心をもち、それをどのように自分の生活の中に取り込んで楽しみ、感動し、そこに知的な好奇心、探求心を働かせるか。時には行動化していくか、一つの環境の中に生きる子どもの自発的な活動をいかに大切にしていくかという考え方⁷⁴であった。重要なのは、自然、事象、情報や施設などに、子どもが働きかけることで、その関わりを自らの感覚によって実感することであり、「子どもが積極的に環境とかかわろうとする力⁷⁵であった。

1989年の改訂では、「領域」それ自体や各領域に示された「ねらい」や「内容」の位置づけを十分に理解することが求められていた。加えて、領域「環境」は、子どもが「身近な環境」に目を向け、興味をもち、実際に関わり、生活のなかに取り込んでいき、そうした環境との関わりの中かで、子どもが心を動かしているかどうかを捉えるための視点として設けられたのであった。

おわりに——保育の環境と領域「環境」をめぐって

1989年の改訂において、「環境を通して行う教育」が強調され、考え方が転換した「領域」の一つとして新たに「環境」が位置づけられた。ここでいう二つの「環境」は、どのような関係にあるといえるのか。改訂当時において、前者は「幼稚園教育のイメージ、保育の在り方を考えるときのもの」、後者は「環境にかかわる力」と「身近な環境にかかわる領域」であると整理された⁷⁶。この点をさらに追究するべく、本稿で検討してきた内容をまとめ、考察していきたい。

学校教育法制定当初の幼稚園目的規定および倉橋惣三の理論では、「適当な環境を与えて」というときの「環境」は、人（「子供」「先生」）や物（「設備」「施設」）を含み、保育の目的を達成するうえで不可欠であり、保育者が意図をもって備えていく必要があった。そして、「環境」において保育者の意図が強くなると子どもの生活を制限してしまうため、子どもの発達を助長するには、子どもの「自由」が重要であった。戦後の幼稚園教育は、子どもの「発達」を「助長」するための「環境」による「保育」を理念として再出発した。

その後1989年の「幼稚園教育要領」改訂では、「環境を通して行う」と明記することで、幼稚園教育の基本に「共通理解」を図ること、「環境」の捉え方の転換を期していた。倉橋の理論にも立ち返りつつ、幼稚園教育は「幼児の主体的な生活」を重視し、遊びをとおして総合的に指導するのであり、一人一人の発達の特性や個人差に応じるからこそ、「環境」によって行うことが改めて強調された。そこでは同時に、保育者（教師）のあり方が問われた。すなわち、「環境を通して行う」ことを明記したのは、保育実践に

携わる保育者への理解を促すためであり、それを受けて、保育者が、子どもの発達を助長するために子どもと信頼関係を築きながら、保育を工夫し創造していくことを期待したからであった。

これらの経緯に鑑みると「環境を通して行う」というときの「環境」は〈保育者が子どもの発達を助長するために構成し続けていく環境〉であるといえる。そして、保育の「環境」は、人や物、雰囲気や時間や空間など、子どもを取り巻くあらゆる存在であり、それは子どもと接点をもつことで、予想できない偶発性も含めて変化をとまなうものでもある。ゆえに、変化を受けとめつつ「再構成」していくことが必要となる。

他方、領域「環境」というときの「環境」は、「領域」の考え方が子どもの「発達を見る視点」として転換したことにも関連しながら、「身近な環境とのかかわりに関する領域」として名づけられたものであった。それは、子どもの発達を「環境」との関わりから捉えようとする見方の一つであり、客体として捉えることは適さない。領域「環境」に関して重要なのは、子どもが「環境」と関わることによって発達することそれ自体であり、保育者がそれを認識し、子どもと「環境」との関わりや子どもに映る「環境」を捉える視点をもつことである。したがって、領域の一つとしての「環境」は、〈子どもの発達を環境との関わりから捉えるための視点〉であるといえる。

子どもを取り巻く環境は限りなく存在する。子どもが自らその存在と関わることで子どもと環境との間に接点が生じ、子どもの心が動く体験をすることで発達につながる可能性をもつ。保育者の構成する環境すべてが、子どもが自ら関わる環境になるとは限らない。保育者が構成する環境によって子どもの発達が助長されることに加え、保育者が構成する環境を超えて、子どもの発達につながる環境がある。〈保育者が子どもの発達を助長するために構成し続けていく環境〉は、「保育」の原理として重要である。しかし、それがすべてではなく、「保育」という営みにおいて「環境」は子どもが育つさまざまな可能性を有している。ゆえに、〈子どもの発達を環境との関わりから捉えるための視点〉もまた不可欠である。1989年の「幼稚園教育要領」の改訂と領域「環境」の検討からは、「保育」のあり方を考えるうえでも示唆的な、「環境を通して行う」というときの環境と領域「環境」との関係を見出すことができる。

注

- 1 『幼稚園教育要領〈平成20年告示〉』（2008年3月28日文科科学省告示第26号）フレーベル館、2008年、4頁（幼稚園教育の基本）。『保育所保育指針〈平成20年告示〉』（2008年3月28日厚生労働省告示第141号）フレーベル館、4-6頁（保育所の役割、保育の原理）。『幼保連携型認定こども園教育・保育要領〈平成26年告示〉』（2014年4月30日内閣府・文科科学省・厚生労働省告示第1号）フレーベル館、4頁（教育及び保育の基本）。
- 2 平山許江『領域研究の現在〈環境〉』萌文書林、2013年、94頁。
- 3 大蔵省印刷局編刊『幼稚園教育要領（平成元年3月）』1989年、1頁。
- 4 前掲書平山『領域研究の現在〈環境〉』94頁。
- 5 「領域」という用語は、1956（昭和31）年の幼稚園教育要領から使用されており、1964年の改訂時と1989年の改訂時に、それぞれ考え方が改められ、現在に至っている。現行の幼稚園教育要領では、領域ごとに「ねらいと内容」が示されており、それらは「教師が幼児の生活を通し総合的な指導を行う際の視点であり、幼児のかかわる環境を構成する場合の視点でもある」と説

- 明される（安藤節子「領域」（森上史朗・柏女霊峰編『保育用語辞典』第8版、ミネルヴァ書房、2015年、59頁））。
- 6 前掲書『幼稚園教育要領〈平成20年告示〉』、『保育所保育指針〈平成20年告示〉』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領〈平成26年告示〉』。
 - 7 永野泉は、「領域『環境』は、子どもの自然や社会事象など身近な環境にかかわる力、心情、意欲、態度を育てる観点から、ねらいや、内容をまとめたものである。すなわち環境に関わる主体としての子どもの側から教育のねらいや内容を示したものであり本稿の「環境」論とは方向が異なる」として保育における「環境」と領域「環境」を分けて考えている（永野泉「保育研究における環境論の比較」88頁（注7）（『淑徳短期大学研究紀要』第45号、2006年2月、79-88頁））。光成研一郎は、「環境を通して行う教育」における環境の意味は、保育が生まれる状況を指すもので、領域の環境とは意味が異なる。領域の環境は、教師が幼児の望ましい発達を目指す上で配慮すべき環境的な条件や要素を示したものである」と説明している（光成研一郎「幼児教育における環境による教育の重要性について—幼稚園教育要領の変遷とデューイの環境に対する考え方から—」28頁（『神戸常盤短期大学紀要』第29号、2008年3月、25-31頁））。平山許江は、「環境」という言葉が入れ子状態で使われているので、解釈がしにくい」という。「環境を通して行う教育」の「環境」は、「一義的には理念を実現するために教師が「環境を構成する」行為であり、二義的には幼児が「環境に働きかけ身体を通して主体的に学ぶ教育」という意味」をもち、保育内容としての「環境」は、「子どもが環境にかかわりながら人間として成長する様相、すなわち生きる姿を通して、保育のあり方を明らかにするものである」と説明している（前掲書平山『領域研究の現在〈環境〉』95-96頁）。
 - 8 石川眞佐江によれば、1989年の「幼稚園教育要領」改訂時に5領域編成となった際、「特に強調された領域の一つが〈環境〉であった」という。しかし、その理由は必ずしも明確ではない（石川眞佐江「幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史の変遷—領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への転換を中心に—」（『静岡大学教育学部研究報告』教科教育学篇、第44号、2013年3月、97-109頁））。
 - 9 福田理文「幼稚園教育要領についての1考察」（『大垣女子短期大学研究紀要』第34号、調査・研究編、1993年3月、1-7頁）。
 - 10 森元眞紀子・川上道子「保育内容に関する研究（I）—平成元年版幼稚園教育要領改訂に焦点を当てて—」（『中国学園紀要』第7号、2008年6月、109-119頁）。
 - 11 田中亨胤「幼児教育カリキュラムの研究（IV）—我が国におけるニュー・ストラテジー視座—」（『兵庫教育大学研究紀要』第1分冊、学校教育・幼児教育・障害児教育、第9巻、1988年1月、241-254頁）、水原克敏「1989年以降の幼稚園教育課程の基準とモデル・カリキュラム」（早稲田大学教育・総合科学学術院教育会『学術研究』人文科学・社会科学編、第64号、2016年3月、359-386頁）。
 - 12 前掲光成「幼児教育における環境による教育の重要性について—幼稚園教育要領の変遷とデューイの環境に対する考え方から—」。
 - 13 池田幸代「幼児教育における保育内容「環境」の捉え方についての研究—「環境を通じた教育」

- と「領域・環境」における、二つの「環境」の関係―」126頁（洗足学園音楽大学／洗足こども短期大学『洗足論叢』第40号、2012年3月、115-127頁）。
- 14 前掲池田「幼児教育における保育内容「環境」の捉え方についての研究―「環境を通じた教育」と「領域・環境」における、二つの「環境」の関係―」126頁。
- 15 たとえば、大路涼子「幼稚園教育課程改訂についての考察 特に環境領域の新設とその背景について」（『園田学園女子大学論文集』第23号、1989年3月、209-217頁）、藤岡秀樹「幼稚園教育要領の領域「環境」についての研究―教育要領の変遷と評価に焦点を当てて―」（『京都教育大学環境教育研究年報』第19号、京都教育大学教育学部附属環境教育実践センター、2011年3月、1-11頁）、姜華「幼稚園教育要領における教育内容の変化に関する一考察―領域「環境」の内容分析を中心にして―」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第20号-2、2013年3月、81-91頁）など。
- 16 前掲大路「幼稚園教育課程改訂についての考察 特に環境領域の新設とその背景について」。
- 17 前掲姜「幼稚園教育要領における教育内容の変化に関する一考察―領域「環境」の内容分析を中心にして―」。
- 18 たとえば、文部省内教育課程研究会監修／高橋一之・野角計宏・野村睦子・柴崎正行編著『新幼稚園教育要領の解説』第一法規出版、1989年、40頁。大場牧夫・高杉自子・森上史朗編著『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』フレーベル館、108頁（大場牧夫執筆箇所）。
- 19 前掲書平山『領域研究の現在〈環境〉』99-100頁。
- 20 前掲石川「幼稚園教育要領における音楽活動の位置付けの歴史の変遷―領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への転換を中心にして―」105頁。
- 21 学校教育法（1947年3月31日法律第26号）第77条。
- 22 学校教育法（1947年3月31日法律第26号）（最終改正：2016年5月20日法律第47号）第22条。
- 23 このことに関して倉橋惣三は、「目的とす」と云ふ言葉に近いのが当面の目的」であり、「心身の発達を助長する」のが幼稚園の目的である」と言及し、戦前の「幼稚園令」と比較して、「目的の本質に於てそう違わぬがそのあらわし方や主点の置きどころでは大そう違っている」と説明している（倉橋惣三「学校教育法における幼稚園（二）―講習筆記―」21-22頁（『幼児の教育』第46巻第6号、日本幼稚園協会、1947年8月、21-31頁））。
- 24 「与え」の英訳に用いられた単語が「give」から「provide」に変わったことも注目される。
- 25 坂元彦太郎『幼児教育の構造』フレーベル館、1964年、7頁。
- 26 前掲書坂元『幼児教育の構造』8頁。後に、坂元彦太郎は、「適当な環境を与えて」という文言を加えたことに関して、「法律の条文になる文章ではな」く、「あまりにも思いきった文章」であったと回想している（坂元彦太郎・森上史朗「学校教育法成立のいきさつ」28頁（岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・戸戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第一巻、フレーベル館、1980年、21-29頁））。
- 27 「幼稚園令」（1926年4月22日勅令第74号）第1条。
- 28 加藤繁美「戦後学校体系における幼稚園の位置―学校教育法幼稚園目的規定の成立を中心にして―」

- 217 頁（『山梨大学教育学部研究報告』第一分冊、人文社会科学系、第 39 号、1989 年 2 月、216-224 頁）。以下「／」は改行箇所を示す。
- 29 前掲倉橋「学校教育法における幼稚園（二）——講習筆記——」22 頁。傍点は原資料のまま。
- 30 前掲倉橋「学校教育法における幼稚園（二）——講習筆記——」22 頁。傍点は原資料のまま。津守真は、この点に関わって、「受動性と能動性は、保育行為の両面」であり、「子どもの自発的・自主的、創造的行為に意味を見出すとき、おとなの行為は一見受身に見えても、実に大きな規模の能動性を発揮して」おり、「保育者の生活及び教師の役割をこのように認識するならば、幼稚園は幼児が生活する場となってゆきます」と述べている（津守真「幼稚園真諦」を読む その二「幼稚園教育の在り方」と対応させて一」15 頁（『幼児の教育』第 86 巻第 5 号、日本幼稚園協会、1987 年 5 月、4-15 頁））。
- 31 前掲倉橋「学校教育法における幼稚園（二）——講習筆記——」23-24 頁。
- 32 前掲倉橋「学校教育法における幼稚園（二）——講習筆記——」24 頁。
- 33 倉橋惣三『幼稚園保育法真諦』東洋図書、1934 年、8 頁。
- 34 前掲書倉橋『幼稚園保育法真諦』18 頁。傍点は原資料のまま。
- 35 前掲書倉橋『幼稚園保育法真諦』30-32 頁。
- 36 津守真「幼稚園真諦」を読む—「幼稚園教育の在り方について」と対応させて一（『幼児の教育』第 86 巻第 4 号、日本幼稚園協会、1987 年 4 月、4-13 頁）、前掲津守「幼稚園真諦」を読む その二「幼稚園教育の在り方」と対応させて一、津守真「幼稚園真諦」を読む—「幼稚園教育の在り方について」と対応させて一—その三（『幼児の教育』第 86 巻第 6 号、日本幼稚園協会、1987 年 6 月、4-13 頁）。いずれも、1986 年 12 月 22 日に津守真が東京都私立幼稚園協会で行った講演を書き直したもの。
- 37 高杉自子・平井信義・森上史朗編著『'89 告示 幼稚園教育要領の解説と実践 [1] 幼稚園教育の基本』小学館、1989 年、65-66 頁（以下、『[1] 幼稚園教育の基本』）、同『'89 告示 幼稚園教育要領の解説と実践 [2] 幼稚園教育の内容』小学館、1989 年、167 頁（以下、『[2] 幼稚園教育の内容』）など。これらは座談会形式でまとめられ、全 5 巻のシリーズで刊行された。第 5 巻（同『'89 告示 幼稚園教育要領の解説と実践 [5] 幼稚園教育要領を理解するための資料』小学館、1989 年、185-204 頁）には、倉橋惣三『幼稚園保育法真諦』の第一篇「保育法真諦」が収録されている。
- 38 柴崎正行「解説『幼稚園真諦』と誘導保育」140 頁（倉橋惣三『幼稚園真諦』（倉橋惣三文庫①）、フレーベル館、2008 年、135-145 頁）。
- 39 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』1-14 頁、文部省初等中等教育局幼稚園課「幼稚園教育課程講習会説明資料」1988 年 8 月、前掲田中「幼児教育カリキュラムの研究（IV）—我が国におけるニュー・ストラテジー視座—」などに改訂の経緯がまとめられている。
- 40 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』3-4 頁。
- 41 宍戸健夫・阿部真美子編著『保育思想の潮流』（戦後保育 50 年史—証言と未来予測— 第一巻）栄光教育文化研究所、1997 年、348 頁（宍戸健夫執筆箇所）。

- 42 設置当初の委員は次の19名であった(肩書きは設置時点)。植田美代子(大阪市幼児教育振興協会理事)、大場牧夫(桐朋幼稚園主事)、岡田正章(明星大学教授)、河合隼雄(京都大学教授)、野村睦子(江東区立東砂幼稚園長)、黒川建一(愛知教育大学教授)、河野重男(お茶の水女子大学教授)、小林美実(宝仙学園短期大学教授)、近藤充夫(東京学芸大学教授)、坂本昇一(千葉大学教授)、千石保((財)日本青少年研究所長)、津守真(愛育養護学校長)、中沢和子(上越教育大学助教授)、永野重史(国立教育研究所部長)、藤野敬子(静岡大学附属幼稚園副園長)、牧公介(わかさ幼稚園長)、村井潤一(奈良女子大学教授)、森上史朗(日本女子大学助教授)、柳下昭夫(文京区立明化小学校長)(初等中等教育局幼稚園教育課「幼稚園教育要領に関する調査研究について」(『文部時報』第1285号、1984年6月、82-84頁))。途中、野村睦子に替わって、菊地明子(東京都立教育研究所幼児教育研究部長)が委員となった(初等中等教育局幼稚園課「幼稚園教育要領の在り方について(中間まとめ)公表される」(『文部時報』第1313号、1986年8月、80-87頁))。
- 43 幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議「幼稚園教育の在り方について」(最終報告)(前掲書穴戸・阿部編著『保育思想の潮流』309-319頁所収)。
- 44 前掲「幼稚園教育の在り方について」(前掲書穴戸・阿部編著『保育思想の潮流』313-314頁)。
- 45 前掲「幼稚園教育の在り方について」(前掲書穴戸・阿部編著『保育思想の潮流』317頁)。
- 46 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』8-9頁。
- 47 前掲書『幼稚園教育要領(平成元年3月)』1頁。
- 48 文部省『幼稚園教育指導書増補版』フレーベル館、1989年、21頁。
- 49 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』9-10頁。
- 50 河野重男編著『新しい幼稚園教育要領とその展開—子どもと共につくる保育実践をめざして—』チャイルド本社、1989年、22頁。類似する趣旨で、「環境を通して行う教育」を底辺、「遊びを通しての総合的な指導(子どもの主体的な生活)」「一人ひとりの子どもの発達の特性に応じた教育」をほかの二辺とする「トライアングル」に例えた説明をすることもあったようである。「三辺が共鳴し合う関係でとらえて教育を展開」することを要点とし、そのために「幼児と先生との信頼関係」を重視していた。(河野重男・平井信義「(対談)新しい幼稚園教育要領・保育所保育指針にみるこれからの幼児教育・保育のあり方」1990年2月28日『現代保育 平成2年5月号』チャイルド本社、1990年、4-13頁(柴崎正行編著『保育内容と方法の研究』(戦後保育50年史—証言と未来予測— 第二巻)栄光教育文化研究所、1997年、339-348頁所収))。しかし、「環境を通して行う」教育は、トライアングルの一辺であるというよりはむしろ、「子どもの主体的な生活」「遊びを通しての総合的な指導」「一人ひとりの子どもの発達の特性に応じた教育」を三辺とするトライアングルから共鳴する音色と考えられるのではないだろうか。
- 51 前掲書文部省『幼稚園教育指導書増補版』24頁。
- 52 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』10頁。
- 53 前掲書文部省『幼稚園教育指導書増補版』23頁。
- 54 前掲書文部省『幼稚園教育指導書増補版』23頁。
- 55 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』17頁。

- 56 前掲書高杉・平井・森上編著『〔1〕幼稚園教育の基本』69-72頁。
- 57 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』18-19頁。
- 58 前掲書大場・高杉・森上編著『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』41頁(大場牧夫執筆箇所)。
- 59 前掲書大場・高杉・森上編著『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』39頁(大場牧夫執筆箇所)。
- 60 前掲書大場・高杉・森上編著『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』39-42頁(大場牧夫執筆箇所)。前掲書高杉・平井・森上編著『〔1〕幼稚園教育の基本』69-70頁。
- 61 前掲書高杉・平井・森上編著『〔1〕幼稚園教育の基本』69頁。
- 62 前掲書高杉・平井・森上編著『〔1〕幼稚園教育の基本』69-72頁。
- 63 前掲書河野編著『新しい幼稚園教育要領とその展開—子どもと共につくる保育実践をめざして—』46-48頁。
- 64 前掲書文部省『幼稚園教育指導書増補版』43頁。
- 65 前掲書高杉・平井・森上編著『〔1〕幼稚園教育の基本』99-100頁。
- 66 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』40頁。前掲書高杉・平井・森上編著『〔2〕幼稚園教育の内容』116-117頁。
- 67 大場牧夫『新・幼稚園教育要領 領域を考える』ひかりのくに、1989年、34頁。
- 68 前掲書大場『新・幼稚園教育要領 領域を考える』37-38頁。
- 69 前掲書大場『新・幼稚園教育要領 領域を考える』71-72頁。
- 70 前掲田中「幼児教育カリキュラムの研究(Ⅳ)—我が国におけるニュー・ストラテジー視座—」251頁。高杉自子と森上史朗の対談でも、検討の初期に「環境の探索」にしてはどうかという意見が出たことが話題となっている(前掲書高杉・平井・森上編著『〔2〕幼稚園教育の内容』132-133頁)。
- 71 前掲書河野編著『新しい幼稚園教育要領とその展開—子どもと共につくる保育実践をめざして—』52頁。
- 72 前掲書高橋・野角・野村・柴崎編著『新幼稚園教育要領の解説』40頁。
- 73 前掲書大場・高杉・森上編著『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』113頁(「各領域の意味と相互関係—③「環境」「補足のための話し合いから」高杉自子の発言より)。
- 74 前掲書大場・高杉・森上編著『幼稚園教育要領解説〈平成元年告示〉』108頁(大場牧夫執筆箇所)。
- 75 前掲書高杉・平井・森上編著『〔1〕幼稚園教育の基本』102頁、森上史朗の発言より。
- 76 前掲書高杉・平井・森上編著『〔2〕幼稚園教育の内容』178-180頁。座談会(多々内三恵子・小林紀子・高杉自子・森上史朗)のなかで、小林が二つの「環境」を異なるものと捉える考え方に違和感を示したのに対し、森上は「違わないですよ」と答え、高杉が二つの「環境」の考え方を整理した。ただし、同書132頁(高杉自子・森上史朗の対談)では、高杉の「「環境を通して行う教育」の「環境」と、ここにある〔領域——引用者注〕「環境」とは違うんですね」という問いかけに対し、森上が「これは非常に混乱を起しやすいため、「自然や身近な環境とのかかわりに関する領域」というふうに、きちんと受けとめてほしい」と返している。二つの「環境」の考え方についてやや判然としないところがある。